

春日部市保育所条例の一部を改正する条例

春日部市保育所条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条			第2条		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
春日部市立第1保育所	春日部市大枝89番地7	90人	春日部市立第1保育所	春日部市大枝89番地7	90人
	街区3棟			街区3棟	
	春日部市大枝89番地7				
街区4棟					
春日部市立第2保育所	春日部市大枝89番地7	70人	春日部市立第2保育所	春日部市大枝89番地9	70人
	街区3棟			街区16棟	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成26年3月29日から施行する。

(春日部市健康福祉センター条例の一部改正)

2 春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(休所日の特例)</p> <p>3 平成26年3月29日から平成27年4月5日までの間、デイサービスセンターの施設の一部については、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開所することができる。</p> <p>(健康学習室等の使用の許可の特例)</p> <p>4 平成26年3月29日から平成27年4月5日までの間の健康学習室及び研修室の使用に係る第10条の規定については、これを適用しない。</p>	<p>附 則</p>